

協議第 6 号

小城市内の就学前教育・保育施設における災害発生時の対応ガイドラインについて

このことについて、別紙のとおり協議する。

令和元年 7 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

協議理由

災害発生時における小城市内の就学前教育・保育施設の園児及び職員の安全確保を図るため、災害発生時対応ガイドラインを定める必要があるため協議する。

小城市内の就学前教育・保育施設における災害発生時の対応ガイドライン（案）

小城市教育委員会

1 目 的

自然災害等発生時には、まず園児と職員の安全確保が重要である。

そこで、小城市内の施設における対応についてのガイドラインを定める。

2 施設で園児を保護するための手立て

各園は、日頃から、災害発生時に具体的に誰が何をどうするのか役割を分担し、訓練に努める。

ライフラインの寸断等も考えられるため、日頃から、少なくとも 1 日分（3 食分）は熱源や水道等調理設備が使えなくても食べられる食事（乳児用ミルクを含む）を備蓄しておく。同時に使い捨ての食器、カセットコンロなどの熱源、調乳用の水、哺乳瓶等、関連するものも備蓄しておく。

災害が教育・保育の時間中に発生した場合、保護者がすぐ迎えに来ることができない事が想定されるため、子どもの不安を軽減し、引渡しまで安全に過ごせるよう努力しなくてはならない。

3 保育の中止・再開

各園は、園の所在地周辺地区に避難準備・高齢者非難開始（警報レベル 3）が発令された時点で保護者への迎えを依頼し保育の中止（休園）準備を始め、保護者の迎えの状況により順次運営を縮小し、非難勧告（警報レベル 4）の発令により園を閉じる努力をするものとする。

各園は、園の被害状況により、保育の中止期間や再開を検討する。

4 被災情報・避難情報の連絡

自然災害により施設への被災や人的被害があった場合、避難や屋内待機及び休園等を決定した場合には、佐賀県の「被災情報・避難情報連絡要領」により、佐賀県こども未来課及び小城市保育幼稚園課に連絡するものとする。